

情 個 審 第 6 号

平成28年5月12日

茨城県教育委員会
教育長 小野寺 俊 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大和田 一雄

保有個人情報不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成27年2月27日付け高教諮問第5号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「公務災害の申請をしない旨を自ら申し立てたとする報告書」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案

（個人情報諮問第85号）

（個人情報答申第80号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成26年12月2日、異議申立人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

公務災害の申請をしない旨を自ら申し立てたとする報告書

2 実施機関の決定及び通知

平成26年12月19日、実施機関は、「請求に係る保有個人情報が不存在であるため」として、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本人に通知した。

3 異議申立て

平成27年2月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、平成26年10月に、地方公務員災害補償基金茨城県支部の特定の職員（以下「A氏」という。）から、平成23年に特定の県立高等学校の教頭から受けた暴力について、公務災害の申請をしない旨を異議申立人が実施機関に対して申し立てたとする報告書が提出されていると聞いた。

(2) 報告書の作成者は当時の管理主事であることから、実施機関の特

- 定の職員（以下「B氏」という。）が作成したものと思われる。
- (3) A氏は報告書の読み上げを数回行ったことから、不存在であるはずはない。
 - (4) A氏によると、報告書は、おそらく教育庁の公務災害基金茨城支部の担当者のあるところのことであった。
 - (5) 平成25年7月3日に話し合いが行われた事実も、その場において、異議申立人の配偶者が異議申立人を説得したという事実も存在しない。
 - (6) 公務災害の申請を妨害する根拠を開示すべきは、地方公務員災害補償基金ではなく、実施機関である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 異議申立人に関する公務災害について

当時の教頭に確認したところ、異議申立人は、平成23年に教頭から暴力を受けたと主張しているとのことである。

また、B氏によると、平成25年7月3日の話し合いにおいて、教頭から暴力を受けたことについて、公務災害の申請をしたいとの話があったが、その場に同席した異議申立人の配偶者が異議申立人を説得し、公務災害の申請は行わないことになったとのことである。

2 異議申立人の主張について

実施機関がA氏に確認したところ、平成26年10月頃に異議申立人から公務災害に関する問い合わせがあったとのことである。

A氏は、教育庁の公務災害担当（以下「C氏」という。）からの文書による報告を基に異議申立人と電話で話したことから、異議申立人が主張する「報告書」はその報告書であると想定できる。

しかしながら、その報告書は、公務災害の申請に係る相談に関して作成されたものである。

公務災害を取り扱う地方公務員災害補償基金は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第3条第2項の規定に基づき法人として設置されるものであり、県とは別の団体であることから、報告書は保有個人情報には当たらないため不開示とした。

なお、報告書の内容を実施機関において確認したところ、異議申立人が公務災害の申請をしないと申し立てたとする旨の記載はなかった。

3 B氏が作成したとされる報告書について

異議申立人が示す、平成23年に異議申立人が教頭から暴力を受けたと主張している事案に関する報告書を実施機関が作成した事実はないことから、B氏が作成した事実もない。

B氏は、平成25年に行われた話し合いに出席した際には、個人の備忘録にメモをとり、これを基に口頭で上司への報告を行っている。

個人の備忘録に関しては、個人的にメモを書き留めたものであり、職務上、組織的に利用するために書かれたものではないこと、また、実施機関が保有しているものではないため、行政文書に該当しない。なお、これは既に廃棄されている。

平成25年に行われた話し合いに係る出張については、口頭での上司への報告後に特に上司から指示がなく、また、重要な案件ではないと考えたため、文書への記録はなされていない。

4 以上により、本件処分は妥当なものとする。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求について

保有個人情報開示請求書及び異議申立人意見書の記載内容から、本件請求は、A氏が異議申立人との電話の中で読み上げた報告書（以下「本件報告書」という。）に記載された異議申立人の情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示を求めたものであると認められる。

実施機関は、本件請求に対して、「請求に係る保有個人情報が不存在であるため」として本件処分を行ったが、異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、以下本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

条例第12条第1項に基づき開示請求をすることができる保有個人情報については、条例第2条第3項において、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限ると定義されており、実施機関の職員が地方公務員災害補償法第13条第1項の規定により、地方公務員災害補償基金の事務に従事して作成し、又は取得した文書は行政文書ではないと解されている。

異議申立人は、本件報告書の作成者は当時の管理主事であるとのことからB氏が作成したものと思われ、教育庁の公務災害基金茨城支部の担当者

のところにあると聞いている旨主張しており、実施機関は、本件報告書は公務災害の申請に係る相談に関して作成されたものであり、保有個人情報には当たらないと主張していることから、当審査会事務局職員をしてC氏に確認したところ、本件報告書はB氏が作成したものではなく、C氏が地方公務員災害補償基金の事務に従事して作成したものであるとのことであった。

そうすると、本件報告書は、行政文書ではなく、これに記録された本件対象個人情報は、条例第2条第3項に規定する保有個人情報に該当しないと認められるため、実施機関の主張に、不自然・不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断する。

ところで、本件報告書は、地方公務員災害補償基金の事務に従事して作成されたものであるところ、実施機関は、本件処分を行う過程において異議申立人に対して、地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年地基規程第5号）に基づく開示請求を行うことができる旨の教示を行っていなかったとのことである。また、本件処分の保有個人情報不開示決定通知書における開示しない理由は、「請求に係る保有個人情報が不存在であるため」とされていて、どのような理由により請求に係る保有個人情報が存在しないのか判然としない記載となっている。実施機関においては、今後、必要な情報提供を行い、保有個人情報を開示しない理由を明確に示すなど、開示請求に係る事務手続において開示請求者の利便を考慮して、適切に対応することが望まれる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、本件請求に係る保有個人情報の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成27年	3月	2日	諮問受理
平成27年	4月	20日	諮問庁意見書受理
平成27年	6月	16日	異議申立人意見書受理
平成28年	2月	4日	審査（平成27年度第7回審査会第一部会）
平成28年	3月	24日	審査（平成27年度第8回審査会第一部会）